



2017年5月25日

各 位

会 社 名	京王電鉄株式会社
代表者名	代表取締役社長 紅村 康 (コード：9008、東証第1部)
問合せ先	総務法務部長 森 慎一 (TEL. 042-337-3114)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数に係る定款の一部変更について決議するとともに、2017年6月29日開催予定の第96期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由および内容

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨をふまえ、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更予定日

2017年10月1日

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株にするにあたり、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行います。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の割合 2017年10月1日をもって、同年9月末日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（2017年3月31日現在）	642,754,152株
併合により減少する株式数	514,203,322株
併合後の発行済株式総数	128,550,830株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

なお、当社は新株予約権を発行しておりません。

(3) 併合により減少する株主数

2017年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5株以上所有株主	33,123名（98.8%）	642,753,589株（100.0%）
5株未満所有株主	401名（1.2%）	563株（0.0%）
総株主	33,524名（100.0%）	642,754,152株（100.0%）

（注）本株式併合を行った場合に、ご所有株式数が5株未満の株主様は、当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生日前に、「単元未満株式の買増制度」または「単元未満株式の買取制度」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、株主様がお取引されている証券会社または当社の株主名簿管理人までお問合せください。

(4) 1株に満たない端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数を当社が一括して売却し、または自己株式として当社が買い取り、その代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少にともない、効力発生日（2017年10月1日）をもって、株式併合の割合（5株につき1株の割合）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

併合前の発行可能株式総数	併合後の発行可能株式総数（2017年10月1日付）
1,580,230,000株	316,046,000株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

定款の一部変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は <u>15億8,023万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は <u>3億1,604万6千株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

なお、この定款の一部変更は、本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、会社法の規定により、株主総会の決議によらず行うものであります。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関する日程

2017年5月25日	取締役会決議日 (単元株式数変更の決議、株式併合に係る議案を株主総会に付議する旨の決議)
2017年6月29日(予定)	定時株主総会開催日 (株式併合に係る議案の付議)
2017年10月1日(予定)	単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は2017年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位は2017年9月27日から100株となります。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数のことです。現在、当社の単元株式数は1,000株ですが、これを100株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にする、会社法に規定された方法のことです。今回当社では、5株をあわせて1株にいたします。

Q 3 単元株式数変更の目的は何ですか。

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位が複数種類ある状況を改善し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させるため、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、売買単位である単元株式数を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨をふまえ、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

Q 4 株式併合の目的は何ですか。

当社は、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとしております。これにあわせて、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、5株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。

Q 5 株式併合の割合を「5株を1株に併合」とする理由は何ですか。

今回、単元株式数の変更にあたり、単元株式数の変更とあわせて株式併合を実施する場合は、株式併合により新たに単元未満株式が生じないようにすることが望ましいとされていること^(注)や、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、現在の半分の投資金額で当社単元株式をご購入いただけるように、5株を1株に併合することといたしました。

(注) 例えば、単元株式数の100株への変更と同時に、3株を1株に併合とした場合は、現在の1,000株(=1単元)は333.333...株(=3単元+33.333...株)となります。また、4株を1株に併合することとした場合は、現在の1,000株(=1単元)は250株(=2単元+50株)となります。これらの株式併合の割合とした場合、株式併合後の株式数がいずれも株式市場で自由に売買することができない単元未満株式を含む株式数となるため、株主様に不都合を生じる結果となります。

Q 6 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

(1) 所有株式数について

株式併合後の株主様のご所有株式数は、2017年9月末日(実質上9月29日)の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。

(2) 議決権数について

議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生日前		効力発生日後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	1株に満たない端数
例①	2,400株	2個	480株	4個	なし
例②	1,907株	1個	381株	3個	0.4株
例③	1,000株	1個	200株	2個	なし
例④	500株	0個	100株	1個	なし
例⑤	173株	0個	34株	0個	0.6株
例⑥	4株	0個	0株	0個	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（上記の例②、⑤、⑥のような場合）は、全ての端数を当社が一括して売却し、または自己株式として当社が買い取り、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。この代金は、2017年11月下旬にお支払いすることを予定しております。

株式併合の効力発生日前のご所有株式数が5株未満の場合（上記例⑥のような場合）、株式併合により全てのご所有株式が1株に満たない端数となるため、結果として、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生日前に、単元未満株式の買増制度をご利用いただくことにより、1,000株に買い増していただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問合せください。

Q7 株式併合によって所有株式数が減少しますが、会社の資産価値や株価に影響を与えないのですか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株主様が所有する株式に対応する会社の資産価値は変わりません。株式併合後においては、株主様のご所有株式数は併合前の5分の1となりますが、1株当たりの会社の資産価値は5倍となります。また、株価につきましても、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株式併合前の5倍となります。

Q8 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。

株主様のご所有の当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額に変動はありません。なお、今回の株式併合は2017年10月1日を効力発生日としておりますので、併合後の株式に基づく配当金のお支払いは、2018年3月末日（実質上3月30日）の最終の株主名簿に記録された株主様から対象となります。ただし、株式併合により生じた1株に満たない端数につきましては、当該端数に係る配当は生じません。

Q9 現在、単元株式のほかに単元未満株式を保有しており、株式併合により1株に満たない端数が生じてしまいます。1株に満たない端数が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生日前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、1株に満たない端数が生じないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問合せください。

Q10 株式併合後の単元未満株式についても、買取りや買増しをしてもらえますか。

株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問合せください。

Q11 株主優待制度はどのようなのでしょうか。

2017年9月末日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様への発送分（同年11月下旬を予定）まで、現行の発行基準に基づいて、株主優待を発送させていただき、2018年3月末日（実質上3月30日）の最終の株主名簿に記録された株主様への発送分（同年5月下旬を予定）から、併合割合に応じて、以下のとおり発行基準を変更いたします（変更部分を下線で表示しております。）。なお、発行基準に実質的な変更はありません。

(1) 株主優待乗車証 [年2回送付]

現行			変更後		
所有株式数	電車全線 優待乗車券	優待パス	所有株式数	電車全線 優待乗車券	優待パス
<u>1,000株</u> 以上	<u>1,000株</u> につき 4枚	—	<u>200株</u> 以上	<u>200株</u> につき 4枚	—
<u>30,000株</u> 以上	30枚	電車全線 優待パス1枚	<u>6,000株</u> 以上	30枚	電車全線 優待パス1枚
<u>57,000株</u> 以上	40枚	電車・バス全線 優待パス1枚	<u>11,400株</u> 以上	40枚	電車・バス全線 優待パス1枚

① 高速バス優待券交換制度をご利用いただく場合

所有株式数		高速バス優待券
現行	変更後	
5,000株未満	1,000株未満	選択できません
<u>5,000株</u> 以上	<u>1,000株</u> 以上	2枚
<u>7,000株</u> 以上	<u>1,400株</u> 以上	3枚
<u>10,000株</u> 以上	<u>2,000株</u> 以上	4枚
<u>12,000株</u> 以上	<u>2,400株</u> 以上	5枚
<u>15,000株</u> 以上	<u>3,000株</u> 以上	6枚
<u>17,000株</u> 以上	<u>3,400株</u> 以上	7枚
<u>20,000株</u> 以上	<u>4,000株</u> 以上	8枚
<u>22,000株</u> 以上	<u>4,400株</u> 以上	9枚
<u>25,000株</u> 以上	<u>5,000株</u> 以上	10枚
<u>27,000株</u> 以上	<u>5,400株</u> 以上	11枚
<u>30,000株</u> 以上	<u>6,000株</u> 以上	20枚
<u>57,000株</u> 以上	<u>11,400株</u> 以上	30枚

② 電車・バス全線優待パスの複数枚発行制度をご利用いただく場合

所有株式数		通常	交換枚数
現行	変更後		
60,000株以上	<u>12,000株</u> 以上	電車・バス全線 優待パス1枚	電車全線優待パス 2枚
<u>100,000株</u> 以上	<u>20,000株</u> 以上		電車全線優待パス 3枚
<u>150,000株</u> 以上	<u>30,000株</u> 以上		電車全線優待パス 4枚
<u>300,000株</u> 以上	<u>60,000株</u> 以上		電車全線優待パス 5枚
<u>500,000株</u> 以上	<u>100,000株</u> 以上		電車全線優待パス 7枚
<u>1,000,000株</u> 以上	<u>200,000株</u> 以上		電車全線優待パス 10枚

(2) 株主優待券 [年2回送付] (京王百貨店や京王ストアなど、京王グループ各社の割引券)

所有株式数	
現行	変更後
1,000株以上	200株以上

※カレンダー引換券 [年1回送付] (9月末時点の株主様のみ対象)

所有株式数	
現行	変更後
5,000株以上	1,000株以上

(3) 長期保有株主優待 [年2回送付]

所有株式数	
現行	変更後
5,000株以上3年以上	1,000株以上3年以上

Q12 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

2017年6月29日	定時株主総会開催日
2017年9月26日	1,000株単位での売買最終日
2017年9月27日	100株単位での売買開始日
2017年10月1日	単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日
2017年10月下旬	株式割当通知の発送
2017年11月下旬	1株に満たない端数の処分代金のお支払い
2018年5月下旬	変更後の発行基準に基づく株主優待の発送

Q13 株主として何か手続きを行う必要はありますか。

株主様ご自身でお手続きいただくことはございません。

【お問合せ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してのお問合せ、ならびに単元未満株式の買取制度および買増制度その他株式に関する各種お手続きについてのお問合せにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問合せください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 土・日・祝祭日を除く9:00~17:00

以 上